

指定居宅介護支援事業所の運営規程

愛知さわやかケアセンター居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条. 株式会社愛知さわやかケアセンターが開設する愛知さわやかケアセンター居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称)

第3条. 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 愛知さわやかケアセンター
- ②所在地 名古屋守山区西新 10 番 21 号 藤和瓢箪山コープ 101 号

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第4条. 事業所に勤務する職種、職員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 1 名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条. 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日～1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条. 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- ② 使用する課題分析票の種類 カイポケオリジナル方式
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- ⑥ 介護支援専門員1人あたりの担当利用者数は常勤一人当たり44人 他支援とする

(通常の事業の実施地域)

第7条. 通常の事業の実施地域は名古屋市守山区とする。

(事故発生時の対応)

第8条. 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第10条. 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社愛知さわやかケアセンターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 24 年 7 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 24 年 8 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 25 年 8 月 21 日より施行する。
この規定は、平成 25 年 9 月 6 日より施行する。
この規定は、平成 26 年 8 月 10 日より施行する。
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 27 年 4 月 15 日より施行する。
この規定は、平成 27 年 7 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 28 年 4 月 11 日より施行する。
この規定は、平成 28 年 8 月 10 日より施行する。
この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 29 年 4 月 17 日より施行する。
この規定は、平成 29 年 5 月 1 日より施行する。
この規定は 平成 29 年 6 月 1 日より施行する。
この規定は 平成 30 年 10 月 1 日より施行する。
この規定は 平成 30 年 12 月 1 日より施行する。
この規定は 平成 31 年 2 月 1 日より施行する。
この規定は 令和 3 年 6 月 1 日より施行する。
この規定は 令和 3 年 11 月 1 日より施行する。
この規定は 令和 4 年 9 月 11 日より施行する。
この規定は 令和 4 年 12 月 1 日より施行する。
この規定は 令和 5 年 3 月 14 日より施行する。
この規定は 令和 7 年 10 月 1 日より施行する。